

高血圧・糖尿病・脂質異常症にて通院中の患者様へ 生活習慣病管理料算定のお知らせ

令和6年度の診療報酬改定により、これまで算定してきた『特定疾患療養管理料』の対象疾患から「高血圧」「糖尿病」「脂質異常症」が除外され、『生活習慣病管理料（Ⅱ）』が新設されました。

令和6年6月1日から高血圧・糖尿病・脂質異常症を主病とする患者さまで、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料（Ⅱ）』に移行いたします。

医療費につきましては、下記のとおり患者さまの自己負担額はほとんど変わりません。

クリニックで想定される診療報酬算定			
現行	改訂後		
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点	生活習慣病管理料(Ⅱ)	333点
特定疾患療養管理料	225点	処方箋料	60点
処方箋料	68点		
特定疾患処方管理加算2	66点		
合計	484点	合計	468点

『生活習慣病管理料（Ⅱ）』を算定するにあたり、患者さまの同意のもと食事・運動などの指導内容や目標設定などを記載した『療養計画書』を作成し、疾病の重症化の予防と治療管理を行います。患者さまには初回だけ計画書に同意いただくご署名をお願いいたします。ご署名については、診察室で医師から説明を受け、一旦待合に戻られてから看護師または事務

員がご署名をいただくためにお声がけさせていただくこともございますのでご了承ください。